

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項に基づき住民等から提出された意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

また、この意見を、この公告の日から1月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

令和元年12月6日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大東紡ショッピングセンター 駿東郡清水町玉川61-2ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

ダイトウボウ株式会社 東京都中央区日本橋本町一丁目6-1 代表取締役 山内一裕

株式会社エンチャー 富士市中央町二丁目12-12 代表取締役 遠藤健夫

3 意見に係る届出

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更

4 届出年月日

令和元年7月17日

5 意見の概要

通学路における小学生の安全確保のため、小学生の下校時間帯には「サントムーン柿田川アネックス部」駐車場出口⑫に交通整理員を配置すること。